

危機管理マニュアル



防災規定及び災害時の体制

**重大事故
事件**

フールでの重大事故

火災発生

地震発生

不審者の侵入



四万十町立窪川小学校

〒786-0082

高知県高岡郡四万十町琴平町7番8号

TEL : 0880-22-0102

FAX : 0880-29-0383

学校の規模及び地域

- (1) 学級数 11学級
- (2) 職員数 32名
- (3) 児童数 226名
- (4) 地域環境

四万十町の窪川地区（旧窪川町）の中心市街地で、最寄りにJR窪川駅があり、病院・消防署・警察署等へも車で5分の所にある。商店街にも歩いていける立地条件にある。町内では児童数の最も多い学校である。学校の近くには四万十川支流の吉見川が流れていて、10年前増水により床上浸水になったことがあるが、その後は堤防の扉等防災への環境が整っている。地形的に災害の心配の少ない所である。

第1章 学校における危機管理

1 学校の危機管理とは

学校の危機管理とは、経営の一貫として、事件・事故発生を想定しながら、学校全体をあげて、組織的・計画的に行われるものである。具体的には、校内での事件・事故、天災や非常事態及び教育危機等対外的危機に発展するような事態に的確に対応するため事前に立てておく教育的・行政的策である。

2 危機の種類

- 児童の事故・事件
- 児童の犯罪・非行
- 教師の児童に対する暴行
- 教師と保護者間のトラブル
- 教師の犯罪・非行
- 組織運営上のトラブルや公務災害
- 火災・地震・風水害などの災害
- テロ・誘拐・暴力行為などの社会問題
- 食中毒・インフルエンザ 等

発生状況からの分類

- 授業中
- 学校行事に伴う
- 休憩時間・放課後
- 児童間のいじめ・暴行
- 教師による体罰
- 学校施設

3 危機の内容

- 教師の指導下における事故
 - ・教科の授業中における事故
 - ・特別活動における事故
 - ・学校生活におけるその他の事故
- 家庭や地域における事故
 - ・登下校時における事故
 - ・万引きなどの事故
 - ・家出等による事故
 - ・薬物乱用による事故
 - ・その他（伝染病発生、誘拐）
- 当面する特殊な事故
 - ・学校火災 ・地震 ・風水害
 - ・器物破損 ・不登校、いじめ
- 教職員の問題行動
 - ・教職員の不祥事
 - ・教職員のメンタルヘルス
- PTA・家庭・地域社会とのトラブル
 - ・学校運営と保護者
 - ・学校運営と近隣住民、教育環境
 - ・評価と評定と情報開示
 - ・学校に対する苦情や申し入れ
 - ・予告電話
- 不審者への対応
 - ・校内に不審者が入り込んでいる時の対応
 - ・校区内における不審者の対応

- ・学級の荒れ　・休業期間中の事故

4 本校の危機管理の必要性

○危機管理の必要性

学校は、児童が安心して学び、教職員が安心して教育活動を行う安全な場所でなければならない。しかし、ときとして学校の安全を脅かす事件・事故が発生する。そのようなときに備えて、適切かつ確実な危機管理体制を確立する。

○危機管理の目的

- 1 児童や教職員の命を守る。
- 2 危険をいち早く発見して、事件・事故の発生を未然に防ぐ。
- 3 万一、事件・事故が発生したときは、適切かつ迅速に対応し、被害を最小限に抑える。
- 4 事件・事故の再発防止と教育の再開に向けた対策を講じる。

○本校の課題

- 1 火災や地震を想定し、低学年が逃げやすいよう、下の階に低学年の教室配置をしているので、不審者侵入の場合は、危険度が増す。
- 2 体育館、1F教室、プール、玄関等は、管理棟より見えにくい。

○課題を補う危機管理体制

- 1 不審者に対する施設上の弱点に対しては、教職員の巡視等を行うことによって、危険をいち早く発見するなど、日常の危機管理意識を高めることにより、被害を最小限に抑える。
- 2 職員室に在室しているときには、来訪者について注意を払う。
- 3 マニュアルに従って、事件・事故に対処できない場合は、臨機応変に役割が変更できるよう、各担当者の業務内容も熟知し、緊急事態発生時に備える。

○保護者・地域社会・関係機関との連携を図る上での留意点

- 1 学校の安全は、まず教職員が積極的に守ることを基本に考える。
- 2 学校の情報を発信し、開かれた学校づくりに努め、教職員一人一人が地域社会との信頼関係を築く。
- 3 緊急事態が発生した場合に、保護者や地域の人に快く協力してもらえるよう、日常活動の中にも地域との活動を位置づける等、連携をしていく。

5 危機的状況に置ける対応（予防のための危機管理と事後対応の危機管理）

（1）予防のための危機管理

○早期発見のための点検・調査

- ・健康観察（健康状態の把握、登校及び出欠の確認）
- ・人間関係や内面の把握（教育相談日の設定、日記指導、家庭との連携）
- ・定期的な施設・設備点検と修理
- ・食中毒予防
- ・来訪者の把握
- ・関係諸機関・団体等との連携
- ・児童アンケート

○日常の継続的指導

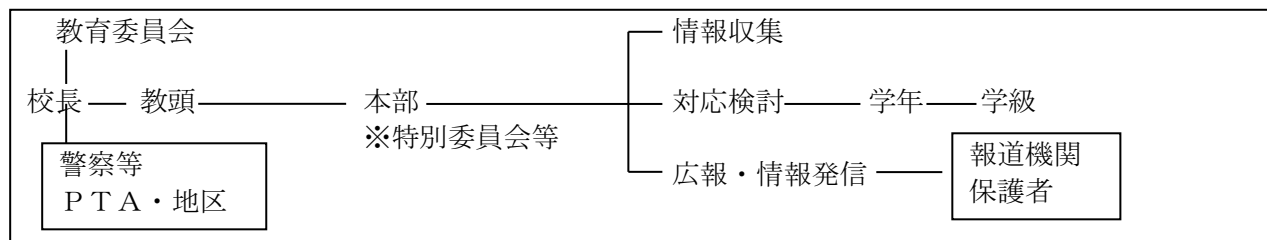
- ・朝、帰りの会での学級指導
- ・カリキュラムへの位置づけ（教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間）

- ・登下校指導、校区パトロール
- 対応組織・マニュアル化
 - ・生徒指導委員会
 - ・学校衛生委員会
 - ・校務分掌組織
 - ・その他

(2) 事後対応の危機管理

◇ 対応の組織

(組織の基本)



◇ 対応の流れ

(発 生)

問題事象の発生

(報 告)

当事者は校長へ、校長は教育委員会へ
※ 細かい報告は情報収集後に、速報として報告

(情報収集)

問題状況の把握、関連状況の把握

(情報整理)

必要情報の整理
・ 情報提供のための情報整理
・ 指導方策検討のための情報整理

(対応の組織づくり)

目的に応じた組織づくり
・ 同時進行を想定した組織づくり
・ 機能を生かした人的配置
・ 長（リーダー）の明確化

(対応策検討)

特別委員会（本部）を中心とした対応策策定
・ 指導内容、方法等の検討
・ 対応内容の広範囲化
対応対象 児童 保護者 PTA
地域 報道機関 等

(情報提示)

保護者、地域、関係機関等への情報提示
・ 提供窓口の一本化
・ 提供内容の検討、教育委員会の指示

(対応策の実施)

学年・学級での対応策の実施（指導）

(対応の評価)

定期的評価、策の絞り直し等

(事後情報の提供)

継続的情報提供と啓発の充実

6 学校事故の管理範囲

【学校事故に伴う管理義務】

①事前の計画・指導に係る注意義務

- ・指導内容は法規上適正か
- ・指導内容は児童の能力上適正か
- ・指導計画及び指導方法は、児童の適正・能力に応じた段階的なものか
- ・普段から児童の身体状況を把握していたか
- ・緊急時の対応を指導していたか
- ・教材の特性の把握は適切か
- ・指導場所の施設・用具・環境の安全確保は適切か

②指揮監督中の注意義務

- ・指導内容はあらかじめ児童に理解されていたか
- ・立ち会い・監督を適正に行ったか
- ・児童の体調を把握したか
- ・児童の能力に応じた個別指導をしたか
- ・児童の能力に応じた段階指導をしたか

③事故発生後の注意義務

- ・事故発生時の応急措置は適切か
- ・必要に応じて救急車の手配はしたか
- ・必要に応じて医療機関で治療を受けさせたか
- ・保護者に対して事故状況・症状・治療の報告をしたか

④休憩時間・放課後における事故の注意義務

- ・日頃から危険な行為をしないよう一般的な注意を与えていたか
- ・児童が危険な行動をとる予想をし、あるいは予想されうる場合において、より具体的な注意を与えていたか
- ・注意の表示方法は適切だったか
- ・注意は日常守られていたか
- ・設備の安全管理は守られていたか

⑤児童間のいじめ・暴行における注意義務

- ・児童の心身が侵害されないよう適切な配慮をしていたか
- ・日頃から児童生徒の動静に細心の注意を払っていたか
- ・児童の被害申告又は被害の存在が問われる場合に実態を正確に調査していたか
- ・いじめを表面的に一過性のものと判断しなかったか
- ・いじめの実態に応じた適切な防止措置をとったか

⑥教員の体罰

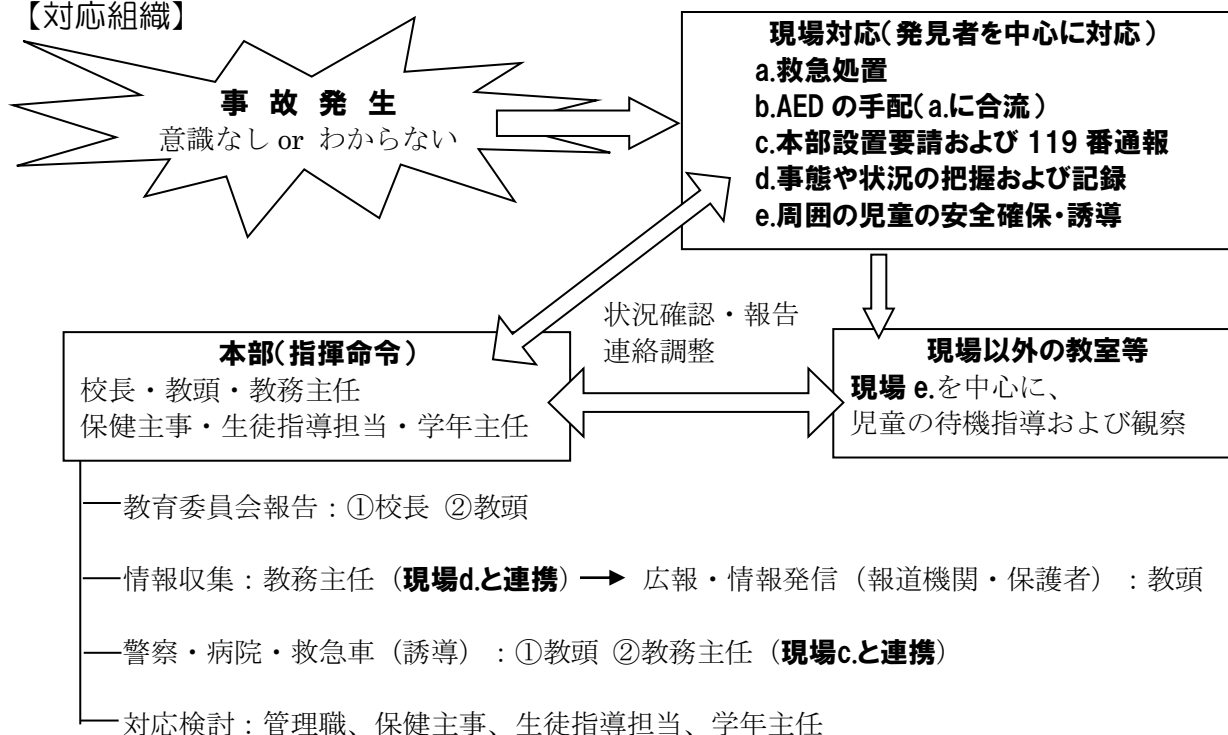
- ・学校教育法 11 条ただし書きにより禁止

第2章 危機的状況における対応マニュアル

1 教師の指導下における事故

(1) 教科の授業中における事故

【対応組織】



【事故発生時の対応手順】

<事故発生>

- ・傷病者の意識がない、あるいは意識があるかどうかわからないときは、速やかにa.救急処置を開始し、b.AEDの手配とc.救急車の要請を行う。発見者を中心に現場a.～e.の人員を確保する。
- ・現場c.が校長、教頭、養護教諭へ連絡し本部設置を要請するとともに、救急車等の緊急車両の手配を行う。救急車要請は現場へ携帯電話等を持参し行う。
- ・連絡を受けた校長または教頭は、可能な限り教職員を集め対応の指揮命令に当たるとともに、教育委員会へ報告する。

<救急処置、児童への対応>

- ・現場a.と養護教諭を中心に、児童生徒の負傷状況の確認と救急処置を行う。
- ・現場e.は、周囲の児童を落ち着かせ、安全な場所に誘導する。（不安を感じたり、混乱をきたしたりしないように、冷静に簡潔な指示を出すこと。）

<情報収集、情報発信>

- ・現場d.と教務主任は、傷病者の状態や対応に関する記録をとるとともに、関係者から詳しい状況を聞きとり、事実を把握する。また、本部—現場間の情報伝達の中心を担う。
- ・教頭は、把握・記録された事実をもとに保護者等への情報発信を行う。傷病児童の保護者への第一報では、事故の状況・これまでの対応の内容・今後の対応の見通し（搬送先の病院等）について正確かつ簡潔に伝える。（搬送先の病院が変更になる場合等に備え、必ずつながる連絡先を双方確認しておく。）

<対応検討、確認>

- ・本部において関係児童、保護者、報道機関への対応方針を立てる。
 - ・教育委員会と協議の上、対応策を策定し全教職員で共通理解を図る。
- ※当該児童の保護者に対して誠意をもって、できる限りの対応をする。

指揮命令内容チェックシート

- ☐ 傷病者の状況を的確に把握しているか。
- ☐ 心肺蘇生を含む応急手当を継続して行っているか。
- ☐ 応援の要請をしたか。
- ☐ 救急車の要請をしたか。
- ☐ 救急指令センター員による口頭指導を伝達したか。
- ☐ AEDなどの重大事故発生時携行機材を手配したか。
- ☐ AEDの電源を入れ、パッドを装着したか。
- ☐ 保護者に事故概要などを伝えたか。
- ☐ 周囲にいる児童生徒を現場から離れた場所に移動させたか。
- ☐ 救急車の進入路を確保しているか。
- ☐ 事故対応について時系列に記録をしているか。

救急通報で伝えることリスト

- 通報前の準備**
1. 傷病児童の家庭調査・緊急連絡票
 2. 携帯電話等(救急通報は傷病児童の状態を確認できる場所で行う)

- ①現在地 「四万十町立窪川小学校です。四万十町琴平町7番8号です。」
- ②傷病者の状況
- | | |
|---------------|------------------|
| ・学年(年齢) | 年生(才) ・ 不明 |
| ・性別 | 男 ・ 女 ・ 不明 |
| ・意識(反応)はあるか | ある ・ ない ・ 不明 |
| ・普段どおいの呼吸はあるか | ある ・ ない ・ 不明 |
| ・けいれんはあるか | ある ・ ない ・ 不明 |
- ③通報者 「私は、 です。」

※その他に、心臓病等の既往症の有無、けがなどをしていれば出血やけがの部位などを必要に応じて伝える。

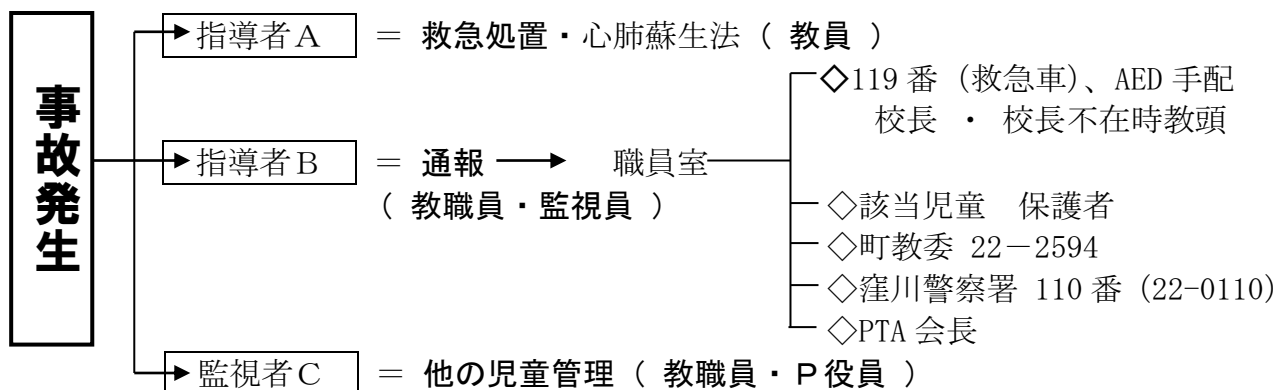
保護者への第一報内容リスト

- | | |
|-------------|-----------------|
| ①事故の状況 | いつ・何をしていて・どうなった |
| ②これまでの対応の内容 | 傷病児童の状態と、行った処置 |
| ③今後の対応の見通し | 搬送予定の病院等 |

- 確認しておくこと
1. 保護者が希望する搬送先
 2. 今後確実に連絡がつく連絡先

(2) プールにおける重大事故発生時の緊急体制 ※夏季休業中プール開放…R2年度より中止

◇「【別紙】水泳授業におけるチェックリスト」参照



- ① 要救助児童発見。直ちに引き上げる。＜指導者A・B＞
 - 心肺蘇生法実施＜指導者A＞
 - 消防署へ119番通報し、AED準備。
監視者Aと協力し、心肺蘇生法実施。 ※消防署との電話は繋いだまま
 - プール日誌授業実施日裏面に事故記録を記入
・発見時刻や通報時刻、対応 等
- ② ①と同時に職員室に応援要請後（ランシーバー）、他児童をプールから出し、体育館へ移動＜監視者A＞
- ③ 保護者（該当児童保護者へ電話、全保護者へすぐーる）、教育委員会、警察へ事故発生連絡。 ※管理職不在時は管理職へも ＜職員室にいる教職員＞

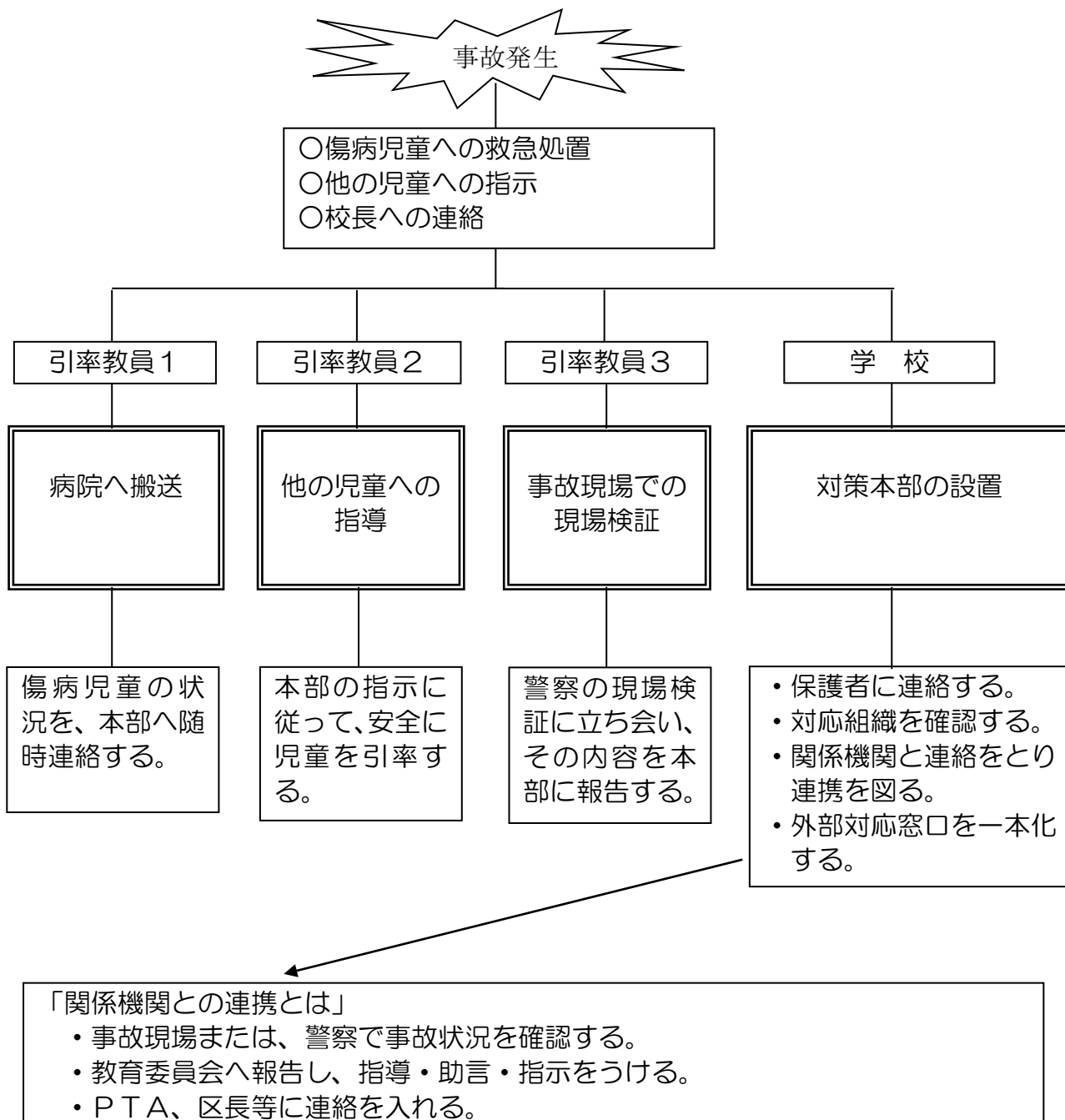
※ 注意

- ◆必ず2人以上（大プールは3人以上）で監視にあたる。
- ◆事故発生時には救急処置、連絡、児童管理を分担する。
- ◆心肺蘇生法について（呼吸の有無の確認・人工呼吸は省略可。胸骨圧迫を優先。）
 - 1) 意識の有無を確かめる。（有ると判断できる場合以外は心配蘇生法を開始。）
 - 2) 気道の確保を行う。
 - 3) 呼吸の有無を調べる。
 - 4) 呼吸をしていなければ、気道が開通しているかどうかを確認しながら、
2回連続して息を吹き込む。
 - 5) 胸骨圧迫30回（1分間に100回のリズムで）を行い、その後は人工呼吸2回、
胸骨圧迫30回を繰り返す。
 - (a) AEDが届いたら、電極パッドを貼りつけ、電源を入れる。
 - (b) AEDの音声メッセージに従い、心肺機能が回復するか救急車が到着するまで、心肺蘇生法と電気ショックを続ける。
- ◆AEDは保健室前廊下・理科室前廊下に配置
 - ⇒理科室前廊下設置AEDは水泳実施期間中プール（場所：トイレ南側壁面）へ配置
- ◆担架は保健室前ろうか・体育館玄関・プールに配置
 - ⇒プール配置分…水泳実施期間外はプール更衣室で保管

(3) 遠足・修学旅行・校外学習における事故

【対応組織】・・・（教科の授業中における事故と同じ）

（事故発生時の対応手順）



(4) 不審者進入時における事故（学校進入時）

関係者以外の学校への立ち入り

間合いを取り、声かけ

「こんにちは。何かご用ですか」「職員室までお願いします」

チェック1 不審者かどうか
(理由なし)

「理由あり」 → 職員室に案内する

特徴を把握しながら、
声かけ「申し訳ありませんが、お帰りください。」

対応1 退去を求める
(退去しない)

チェック2 危害を加える恐れは？
(恐れがある)

声かけ「お話を伺いますのでこちらにお越しください。」
※校長室に呼び込む

対応2 隔離・通報する

★校内放送で不審者侵入を児童・教職員へ知らせる。
放送内容「今日は吉見川の日です。(場所名)です。」

教職員への緊急連絡、暴力行為抑止と退去説得、110番通報、
別室に隔離、教育委員会に連絡・支援要請

※ 110番…『窪川小学校です。男(女)が侵入して暴れています。刃物も持っています。
直ぐに来てください。私の名前は〇〇です。』

対応3 児童の安全を守る

防御、移動阻止、全校への周知、避難誘導、教職員への役割分担と
連携、警察による保護・逮捕

○逃げ口の方向の指示

- ・日頃より、場面を想定して
- ： 逃げ方の指導を行う
- ： 訓練を行う

○通報

- ・隣接する教室へ
- ・職員室へインターホン

※放送

「今日は吉見川の日です。資料は〇〇にあります。待ち遠しかったですね。」 → (教室待機)

「今日は吉見川の日です。資料は〇〇がありますが、□□で配布します。各学級で取りかかりましょう。」 → (□の場所へ避難)

☆〇〇には不審者がいる場所(目安)が入ります。指定された場所から離れた安全な場所(不審者から見えない、次の避難経路が確保できる場所)に避難するように指示

☆不審者侵入回避の日常的な取組・確認について

1. 侵入に対する段階的な対応

- (1) 正門等から敷地内に入ってきた人物に対しての声掛け
→気がついた教職員が対応する。(来校目的等を聞く。)
(正門からの立ち入りに対しては2年担任が、西側通用門からの立ち入りに対しては、職員室の教職員が特に意識して対応する。)
- (2) 校舎内に入ってきた人物に対しての声掛け<玄関>
→気がついた教職員が対応する。(来校目的等を聞く。)
※来客用靴箱付近に受付名簿・名札を設置し、記入と名札の利用を促す。
- (3) 校舎内に入ってきた人物に対しての声掛け<玄関>
→気がついた教職員が対応する。(来校の目的・受付をしているか等の確認)
※受付名簿への記入、名札利用を依頼し、玄関へ誘導する。

2. 侵入予防に対する取組

- (1) 名札の利用
教職員、保護者、学校関係者(学校運営協議会委員、各ボランティア)等
- (2) 来校受付名簿、名札の設置【玄関】
- (3) 各種業者等の入口の一本化

2 自然災害・その他（新たな危機事象）発生時の対応

【基本的な対応】 最新気象情報・Jアラート等の確認



管理職等緊急協議



校長（責任者）の指示事項及び対応の情報共有

【児童在宅時】

警報等	授業	対 応
・台風接近 ・暴風警報 ・竜巻注意報 ・記録的短時間大雨情報 ・Jアラート等の弾道ミサイル発射情報	中止	①朝6：00の段階で暴風警報、記録的短時間大雨情報等の発令の際は、休校または自宅待機とし、緊急連絡する。 前日想定できる場合は、前日に連絡する。
	実施	①すぐに警報等が解除され、午前・午後に授業が開始できる状況であれば、自宅待機とする。 ②教職員が安全確認の後、授業実施を連絡する。 ③職員・PTA地域等の見守り等で安全を確認する。
・大雨・洪水警報 ・強風注意報 ・大雨・洪水注意報 ・Jアラート等の弾道ミサイル発射情報	実施	①各家庭が安全に登校できることを確認し、登校する。 ②学路の状況により、安全な登校が心配な場合、情報メール、学級担任が保護者連絡し、自宅待機後、状況を見て登校する。

【在校時】

警報等	授業	対 応
・台風接近 ・暴風警報 ・竜巻注意報 ・Jアラート等の弾道ミサイル発射情報	中止	①担当者は、気象情報や交通情報を定期的に確認する。 ②教職員が安全を確認し、下校する。下校は集団下校。 ③安全な下校が困難と判断される場合、必ず学校待機とする。天候により保護者に連絡し迎えを依頼する。 ④必要に応じ、担任等が帰宅確認する。
・大雨・洪水警報 ・強風注意報 ・大雨・洪水注意報 ・Jアラート等の弾道ミサイル発射情報	平常	①原則は、平常授業とする。 ②これまでの降雨量の気象予報、地域の実情に応じて注意報段階でも下校を検討する。

※竜巻は、何処でも起こる可能性がある。「竜巻注意報」が発令された場合、速やかに児童等に知らせる。空が急に真っ暗になる、大粒の雨が降り出す、雷が発生するなど積乱雲が近づいた場合、頑丈な建物の中に入り、ガラス窓から離れ、安全を確保する。

※Jアラート等のサイレン、弾道ミサイルの発射情報を聞いたら、避難行動をとる。（校舎内：窓からなるべく離れ、机の下、もしくは床に伏せて頭部を守る。校舎外：建物の中に避難できなければ、遮へい物のない校庭の中心ではなく、物陰で身を隠すか地面に伏せて頭部を守る。）登下校や自宅等にいる場合、弾道ミサイルの発射情報等から、適切な避難行動をとり、安全確認が取れるまで待機する。

第3章 防災規定及び災害時の体制

1. 目的

非常災害の場合、適切な処置ができ、児童の生命を守るとともに被害を最小限にとどめる。

2. 平常時の心構え

(1) 防火思想の普及徹底（児童へ）

- 火災被害の恐ろしさを知る。（報道、統計などで）
- 児童の不注意による火災を注意する。（マッチ、火遊び等の厳禁）

(2) 防火避難訓練の実施

(3) 平常時の防火体制 ○防火責任者 … 校長 ○防火管理者 … 教頭

○火元責任者（火気、電源、戸締りの管理）

→教室 … 各学級担任 ※特別教室等は下記の通り

校長室・応接室	校長	保健室	養護教諭	体育倉庫・体育館	体育主任
職員室	教頭	放送室	放送担当	家庭科室・準備室	家庭科主任
音楽室	音楽主任	理科室・準備室	理科主任	図工室・楽焼室	図工主任
図書室・ 視聴覚資料室	図書主任	炊事場・ 灯油倉庫	校務員	印刷室・資料室	教頭

(4) その他留意事項

- 防火器具施設の保全 … 消火器の点検、消火用水の確認
- 発火危険物の管理（理科薬品 … 理科主任 プロパンガス … 校務員）
- 重要書類の整理保管 … 校長、教頭、事務
- 救急救護用具・薬品の整理 … 養護教諭

3. 非常事態時の心構えと体制

(1) 方針

- 生命の安全と児童の安全退避を第一とする。
- 敏速な通報、初期の消火、重要書類の搬出に努め、被害を最小にとどめる。

(2) 災害時体制（◎印は班長）

- 指揮（校長） 副指揮（教頭）
- 通報伝達班（◎校長、教頭、事務、校務員、職員室にいる教職員）
 - ・火災報知器や通報で火元を確かめ、
 - ・「□□が火事、すぐに△△に避難しなさい」と放送し、
 - ・119番に通報し、消防自動車の誘導をする
- 避難誘導班（◎児童会担当、各学級担任）
 - ・避難場所に集合させ、
 - ・速やかに人数を点呼し、
 - ・指揮（校長か教頭）に報告する（終わったら座らせる）
- 消火班（◎教頭、支援教員）
 - ・児童を退避させた後、
 - ・直ちに火元に消火器を持って行き、初期消火に当たる
- 警備救護班（◎養護教諭、補導担当、男性教職員）
 - ・児童を退避させた後、
 - ・各教室をすばやく見回り、校舎内の残留児童の有無を確かめる
 - ・事故の児童を発見したら、速やかに救護の処置をとり、児童の警護に当たる
 - ・班長は経過処置を指揮（校長か教頭）に報告する
- 搬出班（◎校長、事務、校務員）
 - ・非常持ち出しの重要書類を速やかに校外（安全な場所）に搬出する
 - ・耐火金庫の施錠を確実に行う
- 運動場の中央部を本部とする

○火災発生

- 発見者
 - ・近くの火災報知器を押して火災を知らせる。
 - ・職員室へ出火場所を知らせる。 → 教頭または発見者が児童避難の放送をする。
 - ・初期消火に当たる。
- 通報（１１９番）
 - ・学校名と出火場所を明確に知らせる。
 - ・避難命令を出す … 状況判断のうえ避難経路と集合場所を指示する。
- 混雑による危険防止
 - ・火災の場合、避難経路の確認と徹底をはかる。とくに避難中の態度（無言、前の人を押さない、校舎内は走らない、上履きのまま降りる、荷物を持たない）に注意する。

（３）避難方法

- 避難場所…運動場（火災や災害状況により異なる）
- 避難要領…担任は放送をよく聞き、速やかに指示・注意を与え、避難させる。
《 指示内容 》
 - ・どこが火事か、出口はどこか、どこに集まるか
 - ・教室や廊下は「押さない、走らない、静かに、戻らない」
 - ・前の人が転んだら手を挙げ、「ストップ！」と言う
 - ・煙に包まれたら、姿勢を低くして走る
 - ・集会の形に並ぶ

４．本校の消火設備、消火器具等の場所

◆消火用水…消火栓及びプール

◆消火器…粉末消火器

１階西：３個

１階東：２個

２階西：３個

２階東：２個

３階西：３個

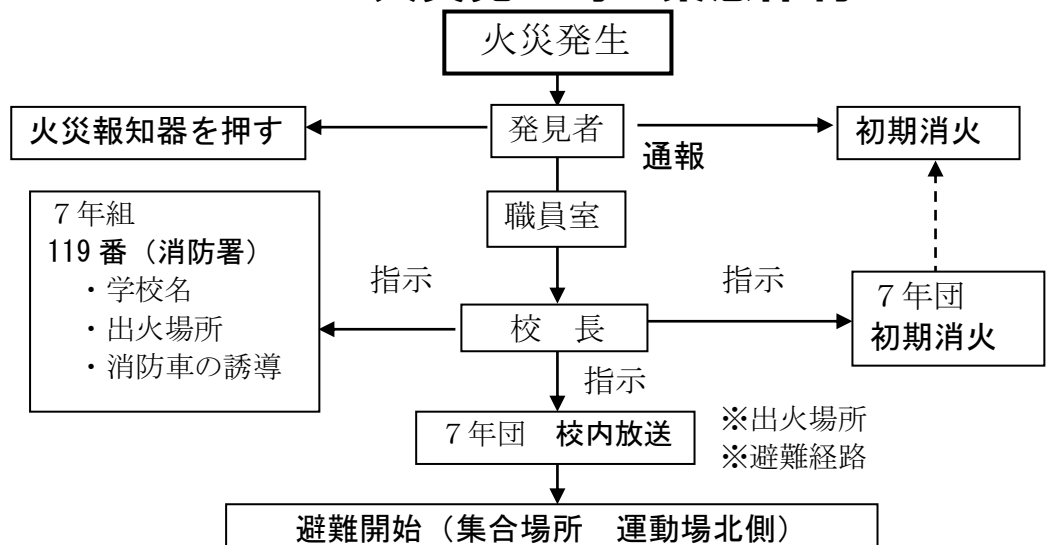
炊事場：１個

理科準備室：１個

家庭科室：１個

体育館：２個

火災発生時の緊急体制

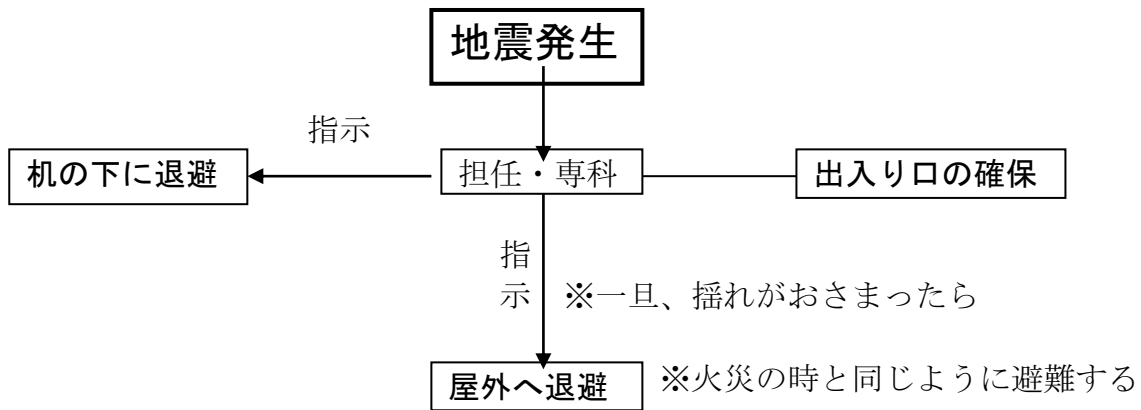


児童は保護者等の身元の確かな人が迎えに来るまで待機させる

※ 確認

- ☆室内
 - ・ハンカチ、シャツ、帽子等をぬらして口に当てる。（煙を吸わないように）
 - ・身体を低くする。
 - ・押さない。
 - ・走らない。
- ☆室外
 - ・走って避難する。
 - ・急いで集合する。
 - ・担任は素早く点呼する。

地震発生時の緊急体制



集合場所：運動場

児童は、保護者等の身元の確かな人が迎えに来るまで待機させる

◎地震後、火災発生の場合…火災発生時の注意事項と同じ
(付け加えて)

- ・頭を保護するものをかぶったり当てたりする。
- ・クツをはいたり持って出たりする。

☆町のヘリポート：町立運動場、窪川中学校運動場、窪川高校運動場

☆校区内の避難所：窪川小学校（琴平町、本町、新開町、大井野、神ノ西、西原）
岩本寺（茂串町、本町）
改善センター（榑山町、古市町、金上野、見付、東見付、東町）
窪川中学校（北琴平町、香月が丘、大奈路）
根元原集会所（根元原）
窪川町運動場（金上野）
緑林荘（町内全域）
若井川小学校（高野、若井川、峰ノ上）
丸山小学校（東・西川角、仕出原、弘川）
宮内集会場（宮内）
口神ノ川小学校・公民館（若井、口・中・奥神ノ川、大向）

☆緊急時の優先電話：窪川小学校 0880-22-0102、窪川中学校 0880-22-0020
(町内 13 校の全てが緊急優先電話に指定されている)

児童が学校にいるときに地震が発生した際の 対応マニュアル

地震発生



1. 児童の安全確保（第一次避難）

- ・頭部保護・机の下に避難
- ・負傷者の確認と処置
- ・二次災害の防止
- ・施設、設備の点検

（揺れの度合いを判断して）

震度5弱以上

（揺れがおさまり次第、校舎外への避難指示）

2. 屋外へ避難（第二次避難）

- ・安全経路の確認・児童への指示、誘導
- ・避難集合場所に整列（「おかしも」の徹底）
- ・人数確認（確認後→教頭→校長に報告）
- ・負傷者の搬送

震度4以下

- ・情報収集及び関係機関との連携
- ・安全確認→通常授業→下校
〈災害状況に応じて〉
- ・屋外への避難
- ・一斉下校
- ・放課後「うり坊」へ引き渡し確認〈担任〉

3. 学校地震対策本部設置（校長・教頭・指定教職員・養護教諭他）

- ・情報収集及び関係機関との連絡・連携（校長・教頭・指定教職員）
- ・今後の対応について対策を検討（校長）
- ・緊急連絡網での連絡（担任）
- ・負傷者対応、児童の心のケア（養護教諭他）
- ・放課後「うり坊」との連携（児童支援担当教諭）
（「うり坊」職員は、学校で児童・保護者対応を行う）
- ・四万十町役場職員との連携（備蓄庫）



4. 引き渡しを実施

- ・引き渡しチェックによる確認を行う。（引き渡し人は親族に限る）

- 情報発信（使用できない場合があります）
- ①緊急連絡網
- ②携帯電話・メール
- ③防災無線
- ④災害用伝言ダイヤル（171）
- ※発信不可能の場合は、児童は学校で保護します

5. 児童保護の継続

- ・親族が来校できない場合は学校で保護

- 翌日からの措置について
自宅待機をして、学校からの連絡を待つ

休み時間中における地震発生時の児童の第1行動

(始業前・時間中含む)

《校舎内にいる場合》



現在地	第 1 行 動
教室内 (特別教室)	○窓や壁際から離れ、机の下に潜って揺れのおさまるのをまって避難する。
廊下・階段	○教室側の柱に身を寄せたり、近くの教室の机の下に潜って揺れのおさまるのをまって避難する。 ○階段をかけあがったり、廊下を走ったりすることは、危険ですので絶対にしない。
体育館	○中央部に集まってしゃがみ、揺れのおさまるのをまって避難する。 ○あわてて外に飛び出したりしない。
トイレ	○ドアを開けて動かないでいる。揺れのおさまるのをまって避難する。

《校舎外にいる場合》



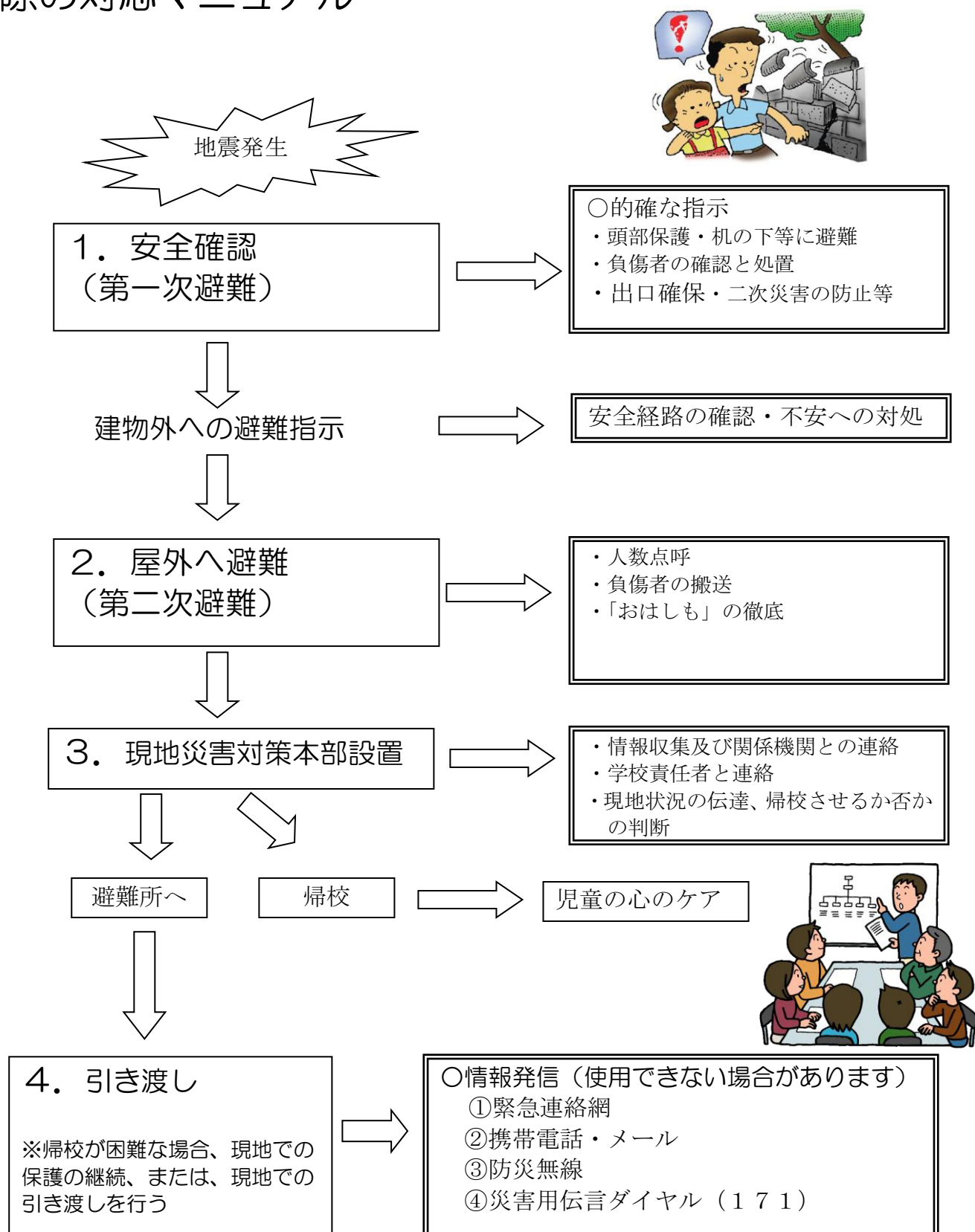
現在地	第 1 行 動
運動場	○建物やブロック塀、運動器具等から離れてしゃがみ、揺れのおさまるのを待つ。その場で教師の来るのを待つ。(大声で自分の居場所を伝える。) ○絶対に走り回らない。
路上 その他	○建物やブロック塀から離れてしゃがみ、揺れのおさまるのを待つ。 ○揺れがおさまったら、最寄の安全な場所に避難する。

《プールにいる場合》

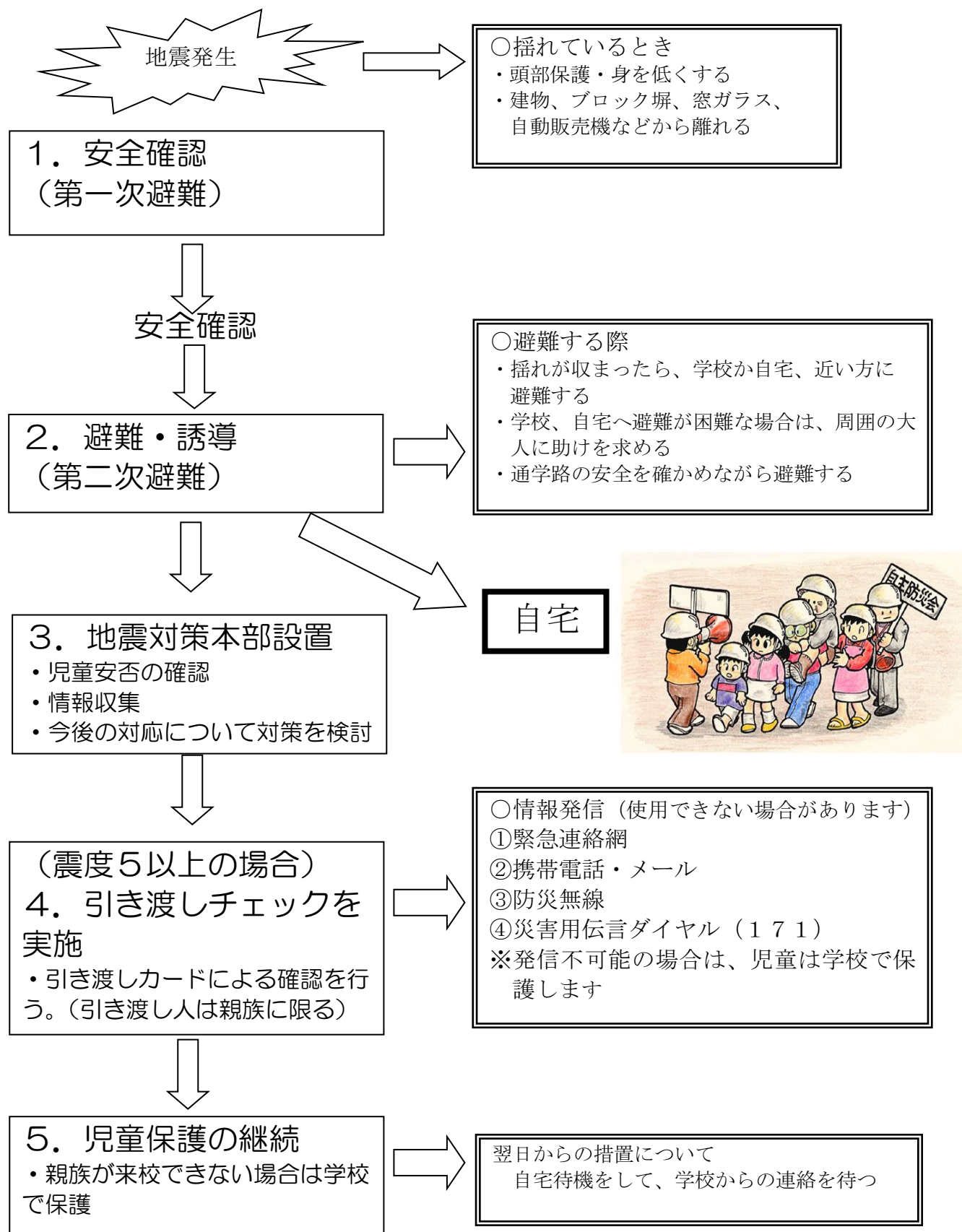


現在地	第 1 行 動
プール	○(水に入っている時は、すぐにプールサイドにあがり) プールサイドにしゃがみ、揺れのおさまるのを待つ。その場で教師の来るのを待つ。(大声で自分の居場所を伝える。) ○絶対に走り回らない。 ○揺れがおさまったら、最寄の安全な場所に避難する。

児童が校外学習に参加しているときに地震が発生した際の対応マニュアル



児童が登下校しているときに地震が発生した際の対応マニュアル



避難訓練（休み時間・抜き打ち）

日時：令和7年10月 日（ ） 10：25 合図開始

教育計画P113を事前指導
※配付する

※「休み時間」の地震から身を守る訓練をします。事前指導はしておいて下さい。
(ただし時刻はシークレットで)

しゃべらない！

- ① 「訓練・訓練。地震避難訓練を開始します。地震が発生しました。」
(教頭：職員室より放送)

↓
(1分間：第一行動)

- ② 「揺れがおさまりました。運動場に避難します。」
(教頭：職員室より放送)

★支援員は担当児童をおんぶして避難

★担任は運動場へ行き、児童人数確認

★担任以外は下の各場所をチェック（安全確認）して運動場へ集合

チェック（安全確保含む）

- | | |
|-------------------------|----------------|
| (1) 北3階・トイレ・教室 | (北川) (岩本) |
| (2) 北2階・トイレ・教室 | (縄本) (沖) |
| (3) 北1階・トイレ・教室・体育館 | (岡本) (吉川) (松本) |
| (4) 図書室・南2Fトイレ・家庭科室・音楽室 | (黒岩) |
| (5) 児童玄関・南1Fトイレ・教室・理科室 | (遠山) |

- ↓
③ 運動場に集合する
※到着順に中央から並び、順次その両側へ並ぶ。

校長（窪添） 教頭（月原） 養護（江原）

あじさい（前田） コスモス（濱崎）

1年（清水）

2A（本村） 2B（堀内）

3A（西村太） 3B（土居）

4A（橘） 4B（田邊）

5年（若木）

6A（三木）



- ④ 各学級集合完了を教頭へ報告 → 全学年集合完了を校長へ報告

- ⑤ 校長先生の話 → 解散（※足ふきマット準備）

.....切り取り線.....
(気のついたこと、次回訓練の改善点等) 〆切 日